1　主管庁は、無線通信局への通告形式の提出、及び主管庁間の調整上のデータ交換のために、電子的な書式と電子的設備の使用への移行を加速するよう奨励されること。
2　電子的通告書式に関してITU-Rが設定した書式について、情報交換のために主管庁によって考慮されるべきこと。
以下を無線通信局長に指示する。
1　地上業務の通告形式の提出に使用される電子的な書式及び関連するソフトウェアの仕様を、必要に応じて改善させること。
2　地上業務の通告形式を提出する際の電子的な書式の使用について、必要に応じてどの主管庁に対しても支援を行うこと。
3　開発途上国及び最貧開発国が、無線通信局への電子的通告形式の提出のために、また、主管庁間の調整データ交換のために電子的な設備を開発している間は、開発途上国及び最貧開発国を支援すること。
4　無線通信の専門家会議及び地域研究発表会に、地上業務についての通告を提出するための電子的な書式及び関連するソフトウェアの使用についての適切な訓練を含めること。

追　　決議第907（WRC-12）　付録第30号、第30A号及び第30B号、地球局並びに電波天文局に関する通信を含む、衛星通信網の事前公表、調整及び通告に関わる管理事務的通信への新しい電子的手段の利用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
衛星通信網、地上局及び電波天文局の事前公表、調整、通告に関わる管理事務的通信に電子的手段を利用することは、無線通信局及び主管庁の業務を円滑にし、重複した通信のやりとりを減らすことにより調整及び通告に関わる手続を改善する可能性があること。
以下に留意し、
決定５（2010年グアダラハラ、改）は、その中の第２附属書第20段落で、「実行可能な範囲で連合と連合員の間の通信を現在のファクシミリから新しい電子的通信手段に移行すべきこと」を提案していること。
以下を認め、
主管庁は、管理事務的通信の削減により自由になった時間を調整に利用できること。
以下を決議し、
1　付録第30号、第30A号及び第30B号に関する通信を含めた事前公表、調整、通告に関わる主管庁と無線通信局との管理事務的通信には可能な限り新しい電子的通信手段を用い、適用される場合には、衛星通信網、地球局及び電波天文局の真正性情報にも用いること。
2　新しい電子的通信手段が使えない場合は、他の伝統的通信手段を継続して用いてもかまわないこと。
以下を無線通信局に指示し、
1　主管庁と無線通信局との間の新しい電子的通信の安全性を確保するために、必要な技術的手段を主管庁に提供すること。
2　そのような手段が存在すること及び導入予定を主管庁に通知すること。
3　全ての電子的通信に対し自動受領応答を返すこと。
4　無線通信規則に必要な改正を加える可能性も考慮し、この決議の規定の適用によって得られた経験を次回の世界無線通信会議に報告すること。
以下を主管庁に要請する。
付録第30号、第30A号及び第30B号に関する通信を含めた衛星通信網の事前公表、調整及び通告に関わる主管庁相互の管理事務的通信並びに地球局及び電波天文局に関する同様の通信には、他の通信手段も必要に応じ用いることが可能であることを認識しつつも、可能な限り新しい電子的通信手段を用いること。

追　　決議第908（WRC-12）　事前公表情報の電子的提出及び公表

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　無線通信規則第９条第Ⅱ節の下での調整手続の対象となる衛星通信網又はシステムのAPIの情報量は近年確実に増加していること。
b)　この増加傾向は、これらのAPIにコスト回収料金がかからないことに起因している可能性があること。
c)　無線通信局の観察では、多くのAPIは、第9.5D号の規定する24か月以内には調整要請が出されていないこと。
d)　古くなったAPIを全部又は部分的に削除し、関連するデータベースの更新を図るために多くの努力が必要であること。
以下を更に考慮し、
a)　衛星通信網のAPIの書類を用いない電子情報での申請は、API情報をより容易に入手することを可能にするとともに、調整が必要となる衛星通信網又はシステムのAPIの処理における主管庁と無線通信局の作業量を減らす可能性があること。
b)　第9.5D号の規定する24か月が経過したときには、登録は自動的にリストから削除されること。
c)　関連するAPI情報（受付日、公称軌道位置）とともに24か月以内に提出された調整要請は処理され、通常の方法によりSNSデータベースに記入されること。
以下に留意し、
a)　無線通信規則第９条IB節で要求されているAPIには限定された情報しか含まれておらず、そのうち最も重要な情報は、全情報の受領日及び周波数帯域並びに静止衛星軌道網の場合は軌道位置であること。
b)　現行のAPI公表は、第９条第Ⅱ節の下での調整手続の対象とならない衛星通信網又はシステムの事前公表に引き続き適用されること。
以下を決議し、
調整対象の衛星通信網又はシステムのAPIの電子的提出が可能になったとの通知を受け、その出方法が安全であるとの保証を受領したときには、主管庁は紙を用いない安全で電子的な手段でAPIを提出すること。